



RCR STD-40

# 地域振興用無線局の無線設備

RADIO EQUIPMENT OF RADIO STATIONS  
IN THE LAND MOBILE SERVICE  
FOR RURAL DEVELOPMENT ACTIVITIES

## 標準規格

ARIB STANDARD

RCR STD-40 1.2版

平成 6年 2月28日 策 定  
平成 6年11月 4日 1. 1改定  
平成17年11月30日 1. 2改定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses



## ま え が き

社団法人電波産業会は、無線機器製造者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、利用者の利便を図る目的から策定される民間の規格である。

本標準規格は、「地域振興用無線局の無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、利用者等利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。



## 目 次

## まえがき

第1章 一般事項 .....	1
1.1 概 要 .....	1
1.2 適用範囲 .....	1
1.3 準拠文書 .....	1
第2章 無線設備の技術的条件 .....	2
2.1 一般条件 .....	2
(1) 通信方式 .....	2
(2) 電波型式 .....	2
(3) 変調方式 .....	2
(4) 周波数 .....	2
(5) チャンネル間隔 .....	2
(6) 中継 .....	2
(7) 周波数切替方式 .....	3
(8) 一般電話回線との接続 .....	3
(9) 使用環境条件 .....	3
2.2 送信装置 .....	3
2.2.1 一般 .....	3
(1) 空中線電力 .....	3
(2) 空中線電力の偏差 .....	3
(3) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値 .....	3
2.2.2 F2A、F2B、F2D、F2N、F2X 又は F3E 電波を使用するもの .....	4
(1) 周波数の許容偏差 .....	4
(2) 変調周波数 .....	4
(3) 隣接チャンネル漏えい電力 .....	5
(4) 占有周波数帯幅の許容値 .....	5
(5) 周波数偏移 .....	5
(6) 総合歪及び雑音 .....	5

2.2.3	F1B、F1C、F1D、F1E、F1F、F1N、F1X、 G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1N 又は G1X 電波を使用するもの	5
(1)	周波数の許容偏差	5
(2)	変調信号	5
(3)	隣接チャンネル漏えい電力	6
(4)	占有周波数帯幅の許容値	6
(5)	周波数偏位	6
2.2.4	その他の電波型式を使用するもの	6
(1)	周波数の許容偏差	6
(2)	占有周波数帯幅の許容値	6
2.3	受信装置	7
2.3.1	一般	7
(1)	局部発振器の周波数変動	7
(2)	副次的に発する電波等の限度	7
2.3.2	F2A、F2B、F2D、F2N、F2X 又は F3E 電波を使用するもの	7
(1)	基準感度	7
(2)	実効選択度におけるスプリアス・レスポンス	7
(3)	実効選択度における隣接チャンネル選択度	7
(4)	実効選択度における相互変調特性	7
(5)	総合歪み及び雑音	7
2.3.3	F1B、F1C、F1D、F1E、F1F、F1N、F1X、 G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1N 又は G1X 電波を使用するもの	8
(1)	基準感度	8
(2)	実効選択度におけるスプリアス・レスポンス	8
(3)	実効選択度における隣接チャンネル選択度	8
(4)	実効選択度における相互変調特性	8
2.3.4	その他の電波型式を使用するもの	9
2.4	制御部	9
2.4.1	マルチチャンネルアクセス用制御装置	9
2.4.2	時分割複信制御装置	9
2.4.3	自動識別装置	9

第3章 測定法 ..... 12

改定履歴表



## 第 1 章 一般事項

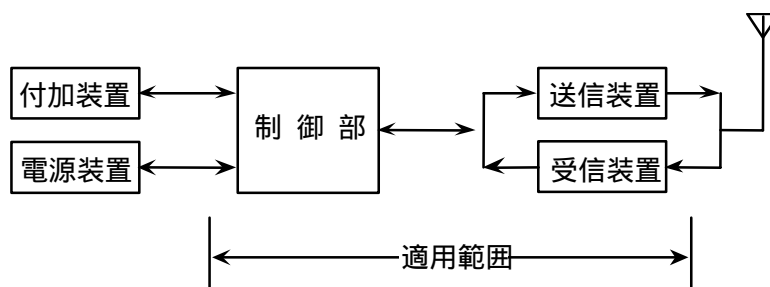
### 1.1 概要

地域振興用無線局とは、農業、観光等地域の産業の振興又はレジャー機会の拡大等を通じて地域の振興又は地域住民の生活向上を図ることを目的とする法人又は団体が地域振興のために開設する陸上移動業務の無線局をいい、本標準規格は、この無線局に使用する無線設備について規定したものである。

### 1.2 適用範囲

地域振興用無線局には、基地局及び陸上移動局があり、それぞれ図 1 に示す装置等により構成される。

本標準規格は、基地局及び陸上移動局の送信装置及び受信装置について規定したものである。



(注) 基地局の無線設備にあつては送信装置は複数台設置できるものとする。

図 1 地域振興用無線局の構成

### 1.3 準拠文書

本標準規格において、「施行」とは電波法施行規則を、「設備」とは無線設備規則を、「技適」とは特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を、「告示」とは平成 12 年以前は郵政省告示をいい、平成 13 年以降は総務省告示をいう。

## 第2章 無線設備の技術的条件

## 2.1 一般条件

- (1) 通信方式 原則として、二周波複信、半複信又は二周波単信方式とする。  
ただし、必要に応じ、一周波単信又は同報通信方式を使用することができる。
- (2) 電波型式 規定しない。
- (3) 変調方式 規定しない。
- (4) 周波数

下表に示す一の群に属する周波数を使用するものとする。

なお、二周波方式の場合の局種区分及び周波数の組み合わせは、原則として同表によるものとする。ただし、必要がある場合には、これによらないことができる。

周波数 (MHz)		
群	基地局	陸上移動局
1	367.4500	385.4500
	367.4625	385.4625
	367.4750	385.4750
	367.4875	385.4875
2	367.5000	385.5000
	367.5125	385.5125
	367.5250	385.5250
	367.5375	385.5375
3	367.5500	385.5500
	367.5625	385.5625
	367.5750	385.5750
	367.5875	385.5875
4	367.6000	385.6000
	367.6125	385.6125
	367.6250	385.6250
	367.6375	385.6375
5	367.6500	385.6500
	367.6625	385.6625
	367.6750	385.6750
	367.6875	385.6875
6	367.7000	385.7000
	367.7125	385.7125
	367.7250	385.7250
	367.7375	385.7375

- (5) チャンネル間隔 12.5kHz
- (6) 中継 基地局には中継機能を付加することができる。また、必要に応じ、陸上移動局も中継を行うことができる。ただし、中継の方

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
|                | 式は規定しない。               |
| (7) 周波数切替方式    | 原則としてマルチチャネルアクセス方式とする。 |
| (8) 一般電話回線との接続 | 行わないものであること。           |
| (9) 使用環境条件     | 規定しない。                 |

## 2.2 送信装置

### 2.2.1 一般

#### (1) 空中線電力

空中線電力とは、通常の動作中の送信装置から空中線系の給電線に供給される電力であって、その定格値は10W以下とする。

#### (2) 空中線電力の偏差 (設備・第14条)

空中線電力は、定格空中線電力の、+20%、-50%の範囲内にあるものとする。なお、空中線電力を低減する機能を有するものにあつては、電力低減時には偏差の下限は適用しない。

#### (3) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

##### ア 定義

(施行・第2条第1項)

「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の発射であつて、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものを行い、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。 (同項第63号)

「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。 (同項第63号の2)

「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。 (同項第63号の3)

「スプリアス領域」とは、帯域外領域の外側のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。 (同項第63号の4)

「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。 (同項第63号の5)

(設備・別表第3号)

「スプリアス発射の強度の許容値」とは、無変調時において給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力により規定される許容値をいう。 (同号1(1))

「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力により規定される許容値をいう。 (同号1(2))

## イ 許容値

(設備・別表第3号2(1))

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1Wを超え25W以下	2.5 $\mu$ W以下	2.5 $\mu$ W以下
1W以下	25 $\mu$ W以下	25 $\mu$ W以下

## ウ 経過措置

- (ア) 平成17年12月1日施行の施行規則及び設備規則を以下「新規則」といい、それ以前の同規則を以下「旧規則」という。
- (イ) 新規則の施行の際現に免許等を受けている無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成34年11月30日までは、なお従前の例によることができる。  
(設備・附則第3条)
- (ウ) 新規則の施行の日から平成19年11月30日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可を受けることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、(イ)の規定を準用する。  
(設備・附則第3条)

## エ 旧規則に基づく規格

- (3) スプリアス発射の強度の許容値 (設備・第7条)
- スプリアス発射とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものをいう。
- スプリアス発射の強度の許容値は、2.5  $\mu$ W以下とする。ただし、基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備にあつては25  $\mu$ W以下とする。  
(RCR STD-40 1.1版)

## 2.2.2 F2A、F2B、F2D、F2N、F2X又はF3E電波を使用するもの

- (1) 周波数の許容偏差 (設備・第5条)
- 周波数の許容偏差とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、 $\pm 3 \times 10^{-6}$ とする。ただし、基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備にあつては $\pm 4 \times 10^{-6}$ とする。
- (2) 変調周波数 (設備・第58条)
- 主搬送波を変調する信号の周波数は、3000Hz以内であるものとする。

## (3) 隣接チャネル漏えい電力 (設備・第58条)

隣接チャネル漏えい電力とは、搬送波電力と搬送波の周波数から規定のチャネル間隔離れた両隣接チャネルの一定帯域内に輻射される電力をいい、1250Hzの周波数で最大周波数偏移の60%の変調をするために必要な入力電圧より10dB高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の $\pm 4.25$ kHzの帯域内に輻射される電力が搬送電力より60dB以上低いものとする。

## (4) 占有周波数帯幅の許容値 (設備・第6条)

占有周波数帯幅とは、その上限の周波数をこえて輻射され、及びその下限の周波数未滿において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の0.5%に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいい、その許容値は8.5kHzとする。なお、F3E電波を使用するものの占有周波数帯幅は、擬似音声(白色雑音をCCITT勧告G227の特性を有するフィルタにより帯域制限したもの。)を変調入力とし、その変調入力レベルを1000Hzの変調周波数によって最大周波数偏移の最大許容値の70%の偏移を与える入力より10dB大きい変調入力を加えた場合の値とする。

## (5) 周波数偏移 (設備・第58条)

周波数偏移とは、変調によって生ずる搬送波の周波数偏移をいい、変調のないときの搬送波の周波数より $\pm 2.5$ kHz以内かつ、最大許容値の50%以上とする。

送信装置には、周波数偏移が規定の値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けているものとする。

自動的制御装置と変調器との間には低減ろ波器(3kHzから15kHzまでの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と1kHzにおける減衰量との比が $80\log_{10}(f/3)$ dB以上とする。ただし、 $f$ は、3kHzから15kHzまでの間の当該各周波数(単位kHz)とする。)を備え付けているものとする。

## (6) 総合歪及び雑音

総合歪及び雑音とは、1000Hzの変調周波数によって最大周波数偏移の70%の変調を行った時、装置の全出力とその中に含まれる不要成分の比をいい、20dB以上とする。

## 2.2.3 F1B、F1C、F1D、F1E、F1F、F1N、F1X、

G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1N又はG1X電波を使用するもの

## (1) 周波数の許容偏差 (設備・第5条)

周波数の許容偏差は、 $\pm 1.5 \times 10^{-6}$ とする。ただし、基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備にあっては $\pm 2 \times 10^{-6}$ とする。

## (2) 変調信号 (設備・第57条の3)

変調信号はパルスにより構成されるものであり、変調信号の送信速度は次のとおりとする。

型式	送信速度
タイプ	毎秒4キロビットを超え8キロビット以下
タイプ	毎秒4キロビット以下

## (3) 隣接チャネル漏えい電力 (設備・第57条の3)

隣接チャネル漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号(符号長511ビットの2値擬似雑音系列(9段PNパターン)のデジタル入力信号をいう。)により変調した場合において、次表の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より60dB以上低いものとする。

型式	帯域
タイプ	搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の $\pm 4$ kHzの帯域内
タイプ	搬送波の周波数から6.25kHz離れた周波数の $\pm 2$ kHzの帯域内

## (4) 占有周波数帯幅の許容値 (設備・第6条)

占有周波数帯幅の許容値は変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、次のとおりとする。

型式	許容値
タイプ	8kHz
タイプ	4kHz

## (5) 周波数偏位 (設備・第57条の3)

周波数偏位とは、変調によって生ずる搬送波の周波数偏位をいい、次のとおりとする。

型式	周波数偏位
タイプ	変調のないときの搬送波の周波数より $\pm 4$ kHz以内
タイプ	変調のないときの搬送波の周波数より $\pm 2$ kHz以内

## 2.2.4 その他の電波型式を使用するもの

## (1) 周波数の許容偏差

電波の型式等に応じ、無線設備規則第5条に定める値とする。

## (2) 占有周波数帯幅の許容値

8.5kHz以内とする。ただし、電波の型式等に応じ、無線設備規則第6条に定める値を超えないものとする。

## 2.3 受信装置

### 2.3.1 一般

#### (1) 局部発振器の周波数変動

局部発振器の周波数変動とは、局部発振器の発振周波数の最大変動幅をいい、当該無線局の送信装置の周波数の許容偏差と同等とする。

#### (2) 副次的に発する電波等の限度

(設備・第24条)

副次的に発する電波は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が  $4000 \mu\text{W}$  以下とする。

### 2.3.2 F2A、F2B、F2D、F2N、F2X又はF3E電波を使用するもの

#### (1) 基準感度

1000Hz の周波数で最大周波数偏移の 60%までの変調をされた希望波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪みの出力の和と雑音及び歪みの出力の和との比を 12dB (12dB SINAD) とするために必要な受信機入力電圧は、 $2 \mu\text{V}$  以下とする。

#### (2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス

基準感度より 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、400Hz の周波数で最大周波数偏移の 60%まで変調された妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪みの出力の和と雑音及び歪みの出力の和との比が 12dB となるときの妨害波入力電圧と基準感度との比は、60dB 以上とする。ただし、空中線電力が 1W 以下の無線局の受信装置にあっては、50dB 以上とする。

#### (3) 実効選択度における隣接チャンネル選択度

基準感度より 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、400Hz の周波数で最大周波数偏移の 60%まで変調された妨害波であって希望波から 12.5kHz 離れたものを加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪みの出力の和と雑音及び歪みの出力の和との比が 12dB となるときの妨害波入力電圧と基準感度との比は、60dB 以上とする。

#### (4) 実効選択度における相互変調特性

基準感度より 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波にあって希望波から 12.5kHz 及び 25kHz 離れた無変調波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪みの出力の和と雑音及び歪みの出力の和との比が 12dB となるときの妨害波入力電圧と基準感度との比は、60dB 以上とする。

#### (5) 総合歪み及び雑音

1000Hz の変調周波数で最大周波数偏移の 70%まで変調された  $10 \mu\text{V}$  の受信機入力電圧を加えた場合において、装置の全出力とその中に含まれる不要波成分の比は、20dB 以上とする。

## 2.3.3 F1B、F1C、F1D、F1E、F1F、F1N、F1X、

G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1N又はG1X電波を使用するもの

## (1) 基準感度

受信する変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調された希望波を加えた場合において、装置の出力の信号の2,500ビットに対するビット誤り率が $1 \times 10^{-2}$ とするために必要な受信機入力電圧は、次の値以下とする。

型式	基準感度
タイプ	1.4 $\mu$ V
タイプ	1 $\mu$ V

## (2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス

基準感度より 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、無変調妨害波を加えた場合において、装置の出力の信号の2,500ビットに対するビット誤り率が $1 \times 10^{-2}$ となるときの妨害波入力電圧と基準感度との比は、65dB 以上とする。ただし、空中線電力が1W以下の無線局の受信装置にあっては、60dB 以上とする。

## (3) 実効選択度における隣接チャネル選択度

基準感度より 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、符号長 32,767 ビットの2値擬似雑音系列（15 段 PN パターン）のデジタル入力信号（送信速度 8kbps（タイプにあっては 4kbps）とする。）で変調された妨害波であって、希望波から 12.5kHz（タイプにあっては 6.25kHz とする。）離れたものを加えた場合において、装置の出力の信号の2,500ビットに対するビット誤り率が $1 \times 10^{-2}$ となるときの妨害波入力電圧と基準感度との比は、45dB 以上とする。ただし、空中線電力が1W以下の無線局の受信装置にあっては、40dB 以上とする。

## (4) 実効選択度における相互変調特性

基準感度より 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波であって希望波から 12.5kHz 及び 25kHz（タイプにあってはそれぞれ、6.25kHz 及び 12.5kHz とする。）離れた無変調波を加えた場合において、装置の出力の信号の2,500ビットに対するビット誤り率が $1 \times 10^{-2}$ となるときの妨害波入力電圧と基準感度との比は、65dB 以上とする。ただし、空中線電力が1W以下の無線局の受信装置にあっては、60dB 以上とする。

2.3.4 その他の電波型式を使用するもの  
規定しない。

## 2.4 制御部

### 2.4.1 マルチチャネルアクセス用制御装置

マルチチャネルアクセス方式を使用する場合に使用するマルチチャネルアクセス用制御装置は、特定の制御チャネルを使用しないものであること。その他の条件については規定しない。

### 2.4.2 時分割複信制御装置

変調信号を時分割複信方式で伝送するため、単信方式の無線設備に時分割複信制御装置を付加することができる。その条件については規定しない。

### 2.4.3 自動識別装置

(平成5年告示第250号)

変調信号を時分割複信方式で伝送する無線設備には次の条件に適合した自動識別装置を備え付けるものとする。

- (1) 自動識別装置は、識別番号(種別番号(無線局の種別ごとに定めた番号をいう。)、製造者番号(製造者ごとに定めた番号をいう。))及び一から始まる連番をいう。以下同じ。)を記憶できること。

自動識別装置は、半導体記憶装置を使用して識別番号を記憶するものであること。

- (2) 記憶した識別番号が、容易に消去されないこと。

このため、無線設備は、接続された書込装置の正当性検定の機能(パスワード検定、チェックビット検定等による。)を有し、不正の場合、記憶装置の内容の消去及び改変をしない機能を有すること。

- (3) (1)により識別番号を記憶しなければ電波の発射を可能としないこと。
- (4) 識別番号を記憶した記憶装置は、容易に取り外しできないこと。
- (5) 通常起こりうる温度若しくは湿度の変化、振動又は衝撃があった場合においても支障なく動作すること。
- (6) 識別番号を送信する場合において、送信装置から送信される信号(2.4.3においては、以下「信号」という。)の変調方式及び符号形式は、次によること。  
ア 変調方式は、副搬送波を使用したMSK変調方式又は2値FSK変調方式であること。  
イ 変調速度は次表によるものとする。

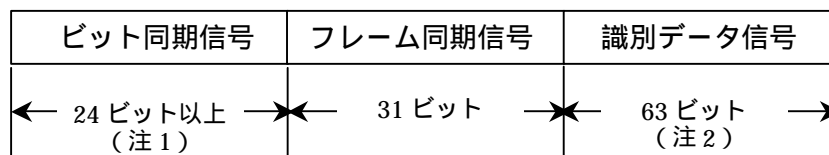
変調方式	変調速度	許容偏差
副搬送波を使用した MSK 変調方式	1,200bps 又は 2,400bps	$\pm 200 \times 10^{-6}$
2 値 FSK 変調方式	1,200bps、2,400bps 又は 4,800bps	

ウ 副搬送波の周波数及び変調の極性は次のとおりとする。

- (ア) 変調速度が 1200bps の場合、マーク周波数は 1200Hz「1」、スペース周波数は 1800Hz「0」とする。
- (イ) 変調速度が 2400bps の場合、マーク周波数は 1200Hz「1」、スペース周波数は 2400Hz「0」とする。

エ 信号は、図 2 のとおり並べられたビット同期信号、フレーム同期信号及び識別データ信号で構成されること。

なお、信号に引き続き、連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号（選択信号等）を付加することができる。ただし、この場合の信号長は 36 ビット以下とし、記憶した自動信号は識別データ信号に影響を与えないものであること。



(注 1) 2 値 FSK 変調方式にあつては、100 ビット以上とする。

(注 2) 2 値 FSK 変調方式にあつては、63 ビット又は 126 ビットとする。

図 2 信号の構成

オ 信号の符号形式は、NRZ 符号であること。ただし、2 値 FSK 変調方式の場合は、識別データ信号を「1」を「01」とし、「0」を「10」とする 2 ビット等長符号に変換したものであることができる。

カ 信号の符号の極性は、2 値 FSK 変調方式にあつては、周波数偏位が正の値である場合を「0」とし、負の場合を「1」とする。

キ ビット同期信号は次によるものとする。

- (ア) 副搬送波を使用した MSK 変調方式にあつては、「1」と「0」が交互に並んだ 24 ビット以上の符号から成ること。

(イ) 2 値 FSK 変調方式にあつては、「1」と「0」が交互に並んだ 100 ビット以上の符号から成ること。

ク フレーム同期信号は、31 ビット M 系列符号とし、次のとおりとする。

「0001101110101000010010110011111」

ケ 識別データ信号は、識別番号及び誤り訂正符号から成り、次の構成とする。

識別データ信号は「 $a_{62}$   $a_{61}$   $a_{60}$   $a_{59}$   $a_{58}$   $a_{57}$   $a_{56}$   $a_{55}$   $a_{54}$   $a_{53}$   $a_{52}$   
 $a_{51}$   $a_{50}$   $a_{49}$   $a_{48}$   $a_{47}$   $a_{46}$   $a_{45}$   $a_{44}$   $a_{43}$   $a_{42}$   $a_{41}$   $a_{40}$   $a_{39}$   $a_{38}$   $a_{37}$   
 $a_{36}$   $a_{35}$   $a_{34}$   $a_{33}$   $a_{32}$   $a_{31}$   $a_{30}$   $a_{29}$   $a_{28}$   $a_{27}$   $a_{26}$   $a_{25}$   $a_{24}$   $a_{23}$   $a_{22}$   
 $a_{21}$   $a_{20}$   $a_{19}$   $a_{18}$   $a_{17}$   $a_{16}$   $a_{15}$   $a_{14}$   $a_{13}$   $a_{12}$   $a_{11}$   $a_{10}$   $a_9$   $a_8$   $a_7$   
 $a_6$   $a_5$   $a_4$   $a_3$   $a_2$   $a_1$   $a_0$ 」であること。

ただし、 $a_{62}$  から  $a_0$  までは次に掲げる位数が 2 の有限体上の多項式の第 62 次から第 0 次までの項の係数とする。

$$X^{12} \cdot \left( \sum_{i=0}^{50} b_i X^i \right) + R(X)$$

ただし、 $b_0$  から  $b_{47}$  までは 12 桁の数字で表される識別番号を次表により 2 進数に変換したときの 1 桁から 48 桁までの各桁の数とし、 $b_{48}$  から  $b_{50}$  までは 0 とする。

識別番号の数字	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
2 進数	0011	0100	0101	0110	0111	1000	1001	1010	1011	1100

また、 $R(X)$  は、

$$X^{12} \cdot \left( \sum_{i=0}^{50} b_i X^i \right)$$

を

$$(X^{12} + X^{10} + X^8 + X^5 + X^4 + X^3 + 1)$$

で除したときの剰余多項式とする。

(7) 変調器のアイ開口率

2 値 FSK 変調方式の場合、変調された信号を周波数検波し、3 次バターースフィルタ ( $B_b T=1$ ) を挿入し測定した場合において、アイ開口率が 50%以上であること。

(8) 信号は、通信を開始するとき及び通信を終了するときに自動的に送信されるものであること。

### 第3章 測定法

測定法は、技適・別表第1号1(3)に規定する告示(注1)によるものとする。

(注1) 本標準規格1.2版改定時点(平成17年11月30日)では、平成16年1月26日総務省告示第88号「特性試験の試験方法」を指すが、その後、その告示及び告示に記載の内容が改定された場合は、最新版によるものとする。

## 標準規格改定履歴表

STD 番号 : RCR STD-40

規格名 : 地域振興用無線局の無線設備

策定年月日 : 1994年2月28日

改定番号	改定年月日	改定内容	記事
-	1994. 6.29	・ 2.1(4) 周波数の表を改定	第20回規格委員会決定(1994.2.28) ・ 郵政省の割当周波数の変更に伴う改定
1.1	1994.11. 4	・ 1.2 図1及び2.1(7)周波数の改定 ・ 2.4 制御部を追加	第5回書面規格委員会決定 ・ 時分割複信方式を使用する無線設備に対する自動識別装置の義務付けに関する郵政省告示に対応
1.2	2005.11.30	・ 1.3 準拠文書に電波法施行規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、郵政省告示及び総務省告示を追加 ・ 2.2.1(3)「スプリアス発射の強度の許容値」を「スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値」とし、本文を全面改定 ・ 第3章 測定法の本文において、測定法は財団法人無線設備検査検定協会による内容から「測定法は、技適・別表第1号1(3)に規定する告示による」に改定し、該当告示を注記 ・ その他誤記訂正	第60回規格会議決定 ・ 準拠文書の追加  ・ 設備規則等改正（スプリアス関係に伴う改定  ・ 測定法を告示参照とする



社団法人 電波産業会  
 規格会議 事務局あて  
 FAX: 03-3592-1103 E-MAIL: std@arib.or.jp  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル 14 階

## 標準規格に関する提案等連絡書

標準規格 名称(番号)	地域振興用無線局の無線設備(RCR STD-40)		
連 絡 者 記 入 欄			
氏名：	発信期日	年 月 日	
TEL:	FAX:	E-mail:	
会社名 部署名			
ページ、項目	(ご提案等の内容を具体的に記して下さい。)		
(回 答)			事務局記入欄
	受付期日	年 月 日	
区分：	受付整理番号	-	
	記 事		

標準規格に関するご質問は、本様式にご記入の上、お送り下さい。  
 英文で記入される場合には、和文も併記されるようお願いします。



---

地域振興用無線局の無線設備  
標準規格  
RCR STD-40 1.2 版

---

平成 6 年 2 月 1.0 版 第 1 刷発行  
平成 6 年 11 月 1.1 版 第 1 刷発行  
平成 17 年 11 月 1.2 版 第 1 刷発行

発行所

社団法人 電 波 産 業 会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1  
日土地ビル 1 4 階

電 話 03-5510-8590  
F A X 03-3592-1103

---